



(題字 故吉岡名誉顧問)

育成会だより

第105号令和5年12月 発行

東大阪市手をつなぐ育成会

(年 3回)

東大阪市からの回答

会長 坂本 ヒロ子

今年も、12月4日市長との懇談会をすることができました。

毎年、「知的障害者（児）とその家族に対する支援策の充実について」要望書を提出しておりそれに対する回答と東大阪市の障害福祉の話をしていただいております。

今回の要望と回答は次のとおりです。

記

○私たちに分かりやすく、必要な情報を届けてください。

- ・地域生活支援拠点等に期待を寄せています。

何をしてくれる所なのか、よく分からないとの声が多く聞かれます。

支援対象者とその家族は、情報が届きにくい人という前提に立ち、利用者の立場に立った周知広報を行ってください。

【回答】

地域生活支援拠点事業につきましては、東大阪市において令和2年度から緊急短期入所事業を始めたほか、重度の障害があっても地域で安心して暮らせるよう、相談体制や地域における支援のネットワーク強化に向けた取り組みを進めています。施策の内容について分かりやすく広報するとともに、身近な相談者、支援者に対する説明をより丁寧に行うことで、利用者に必要な情報が届き、活用につながるよう取り組んでまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害施策推進課)

- ・選挙時、投票所内での合理的配慮について、特に代理投票のサポートについて情報が届いていない人がいます。これは「権利の行使」における差別に当たると考えられます。特に「投票支援カード」が有ることも知りませんでしたし、現状のままでは知的障害者には不十分に考えられます。再考をお願いします。

なお、18歳の知的障害者への周知はどのようにされているのでしょうか。お聞かせください。

【回答】

代理投票の制度につきましては、市ウェブサイトや市政だよりで周知しているほか、入場整理券発送時に同封しておりますご案内チラシにも記載させていただいております。

投票支援カードにつきましては、令和5年9月24日執行の東大阪市議会議員選挙及び市長選挙から導入いたしました。市ウェブサイトでは周知しましたが、本市では初めての試みであり、周知が不十分であったと考えております。次回以降の選挙では、よりきめ細かい周知方法を検討してまいります。

18歳への知的障害者の方に限定した周知は現在行っておりません。今後も知的障害者の方を含め、代理投票の制度等について広く周知してまいりたいと考えております。

(選挙管理委員会事務局)

- ・移動支援サービスは市町村によって違います。東大阪市の移動支援サービスを利用する人に「支給ガイドライン」を配布して、等しくサービスが正しく享受できるようお願いします。

なお、移動支援サービスについては、おおよそ個別的な運用がなされています。このサービスは個別給付であるべきだと思っています。東大阪市からも法制度として個別給付となるよう国に働きかけをお願いします。

【回答】

移動支援事業について、本市では移動支援事業の内容や利用の仕方等についてまとめた「東大阪市移動支援ガイドライン」及び「東大阪市移動支援事業Q&A」を定め、市ウェブサイトにて公表しております。<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003190.html>できる限り、利用する人がガイドライン等を確認できるよう周知に努めてまいります。

移動支援事業は、地域の実情などに応じて柔軟な形態で事業が実施できるよう地域生活支援事業の一事業となっております。本事業は、利用者数及び利用ニーズも高いことから、全国一律の制度である個別給付となるよう国等へ要望を検討してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

○施設等への丁寧な実施指導をしてください。

・施設等での虐待を予防するには「風通しの良さ」が必要で、支援現場に「外部の目」が入ることが有効です。実施指導はコロナ禍で、回数も規模も縮小されているようですが、コロナ禍以前よりさらに丁寧な実地指導がされますようにお願いします。

【回答】

市の職員が直接、事業所に出向き、事業所の人員・運営の状況等を確認し、必要な指導・助言を行う実地指導はサービスの質の確保と給付の適正化の視点から非常に有効であると考えております。コロナ禍においては事業所に出向いての指導が難しい時期もありましたが、現在は実施頻度も増加傾向にあり、今後も適切な実地指導の実施に取り組んでまいります。

(福祉部 指導監査室 障害福祉事業者課)

○共同生活援助事業について

- ・知的障害者がグループホームで生活する場合、府営住宅等の共同住宅では、近隣との関係において生活しづらいことが往々にしてあります。また、障害特性により独自の改修が必要になります。このため一戸建ての住宅となりますが、家賃が高く2級年金では生活ができません。親が補填している状態です。東大阪市の都市型グループホームの特性に対応すべく、東大阪市独自の家賃補助をしてください。

【回答】

現在、グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため補足給付(特定障害者特別給付費)がありますが、知的障害のある方が地域で生活する上で、近隣住民の理解や障害特性にかかる配慮等が不可欠です、共同住宅においても安心して生活ができるよう、地域住民とふれあう機会の創出などを通じて、一層の理解促進を図ります。また、今年度から、重度障害者の住宅改造助成事業の改正を行い、知的障害のある方が生活する上で必要な住環境バリアフリー化の工事について、助成制度が利用可能です。

(福祉部 障害者支援室 障害施策推進課)

- ・多様な運営主体の参入により、経験や専門性を持ち得ない事業者が散見されます。そのような中、事業廃止により住まいを失うといったことが危惧されます。入居者の生活を守ってくださるよう、東大阪市として事業者への実地指導及び事業廃止の際の指導を厳密に行ってください。

【回答】

事業者から廃止届が提出された際は、事業者が利用者・家族へ丁寧な説明を行っているか、利用者の意向に沿い必要なサービスが継続されるよう引き継ぎ等を適切に行っているかについて詳細に確認したうえで廃止届を受理することとしております。今後も事業の廃止により利用者の生活に支障が生じることがないように、事業廃止時の事業者への指導を徹底してまいります。

(福祉部 指導監査室 障害福祉事業者課)

回答に書かれていることについて補足します。

○選挙時の合理的配慮について

東大阪市自立支援協議会 当事者の会主催で、8月31日開催された第12回障害者差別解消法 車座ワークショップ 「ちょっと聞いてよ！！わたしの「障害」(こまりごと)」は、みんな選挙における合理的配慮について学ぼう！がテーマで、私は知的障害のある人の選挙について実態と周知方法について思いを述べました。

私のまわりの18人から聞き取りをしました。

(人)

| 療育手帳 | | 選挙に | | |
|------|----|-----|----------|----------|
| | | 行く | 行ったことがある | 行ったことがない |
| A | 13 | 5 | 3 | 5 |
| B | 5 | 3 | 1 | 1 |
| 合計 | 18 | 8 | 4 | 6 |

表のような結果でしたが、行ったことがないと答えた人にも、選挙の政見放送を見ている、街宣車、ポスターを気にしていると答えた人もおり、名前を書く練習をして投票に行く、平仮名で書く、選挙の意味がわかっていない、行くことに意味がある等々の声も聞きました。その車座ワークショップで当事者中心の会と選挙管理委員会の人との意見交換会の報告、今回要望の回答からわかるように、知的な障害があっても投票に参加できる、様々な取り組みがされていることを知る事ができました。

今年9月7日の東大阪市長宣と

市議選から投票支援カードが

作成されました。

これには書かれていませんが、

あらかじめ投票したい候補者の

名前を記したメモを持参して

代筆してもらうことができます。

とうひょう しえん
投票支援カード

このカードを投票所の係の人に渡すと、係の人があなたの代わりに投票用紙に候補者名などを書く(代理投票)などの投票のお手伝いをいたします。あなたにあてはまるものに✓して、係の人に入場整理券と一緒に渡してください。

代理投票とは？

病气やケガ、その他の理由から投票用紙に候補者名などを書くことができない人が、自分のかわりに投票所の係の人に書いてもらって投票する制度のことです。

※ご家族などの付添人が代わりに書くことは、法律で禁止されています。

代理投票をしますか？

はい(代わりに書いてほしい) いいえ(自分で書ける)

他に投票所内で手伝ってほしいことがあれば教えてください

文字を読んでほしい 筆談してほしい

ゆっくり話してほしい 投票所内をゆっくり案内してほしい

その他

※この用紙ではなく、口頭による申し出もできます。

東大阪市長選挙管理委員会

このように知的な障害がある人も、投票に行きやすくなりましたが、立候補者のわかりやすい選挙公約等があれば、知的障害者だけでなく誰にとっても、わかりやすいものになり、選挙が身近なものになるように思われます。

このような事も立候補される方は考えていただけたらと思います。

○重度身体障害者住宅改造助成金が、今年度より重度知的障害者にも利用可能に。

今まで、重度身体障害者だけが利用可能でしたが、自立支援協議会に「住宅改造助成事業の対象拡大について」専門会議が立ち上がり、重度の知的障害者も地域で自立して、安心して生活ができるよう住宅改造に必要な経費の助成が行われることになりました。

- ・対象の工事に対して最大50万円が助成されます。(市・府民税の課税額に応じて決定)
- ・工事内容等申請にあたって事前相談会(要申込)が利用できます。

くわしくは「しおり」を確認下さい。